

検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令  
制定：令和 2年 1月31日厚生労働省令第12号

**検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令**  
令和 2年 1月31日厚生労働省令第12号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十一日 厚生労働大臣 加藤 勝信

**検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令**

検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則中「十日」を「四日」に改める。

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*